



医療機関版

## NEWS LETTER

2016 年 1 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

## 医療法改正で、医療法人の分割が可能に



医療法人の組織再編を行う場合、これまでは合併や持分譲渡等の手段が取られていましたが、2015年9月16日に成立した改正医療法により、新たな手段として「分割」が認められることとなります。今回はその内容に注目します。

## 2つの分割「吸収」と「新設」

分割により、医療法人の事業の一部だけを切り離して別の医療法人へ引継、不採算部門を整理し健全な部門のみ譲渡等、より柔軟な組織再編への道が開かれます。この分割には、次の二種類があります。

## ◆吸収分割（改正法第60条～第60条の7）

医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、分割によって他の医療法人に承継させることをいいます。

似た手段としての「吸収合併」では、もともとの権利義務を有していた法人は解散するのに対し、「吸収分割」ではその後も引き続き存続するという点で大きく異なります。

## ◆新設分割（改正法第61条～第61条の6）

医療法人がその事業に関する権利義務の全

部又は一部を、新設する医療法人に分割によって承継させることをいいます。単独の医療法人からの新設分割の他、複数の医療法人が共同で新設分割を行うこともできます。

吸収分割同様、新設分割でも、もともと権利義務を有していた法人はその後も引き続き存続します。

## 分割が可能な医療法人の範囲に注意！

改正法60条において「分割」を行うことができるのは、「医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。以下この款において同じ。）」と定められており、この「省令で定める者」について、既存法人しか認められていない「持分あり医療法人」を当該「分割」の対象外とすることが、今回の改正案をまとめる段階において厚生労働省内の議論に挙がっておりました。今後の情報にもご注目ください。

## 病院の外国人患者の受入経験、全体の78.6%

日本病院会の「平成27年度医療の国際展開に関する現状調査」結果報告書（加盟会員2,417施設が対象）によると、外国人患者の受入経験がある病院は全体の78.6%。患者の出身国は、

中国が76.2%、韓国が45.6%、アメリカが43.0%、フィリピンが38.3%である一方で、中国語、韓国語に対応できる病院が少ないことも明らかとなっています。

## 医療機関などの労働時間や休日の状況

業種を問わず過重労働が問題となっています。ここでは、昨年 10 月に発表された厚生労働省の調査結果\*から、医療機関や福祉施設（以下、医療、福祉という）の労働時間や休日の取得状況などに関するデータをみていきます。

### 所定労働時間は平均より長い

医療、福祉の労働者 1 人平均の所定労働時間をまとめると以下のとおりです。1 日の所定労働時間は調査計（全体の平均）より 2 分、1 週間の所定労働時間は調査計より 16 分長くなりました。

労働者 1 人平均の所定労働時間

	医療、福祉	調査計
1 日	7 時間 47 分	7 時間 45 分
1 週間	39 時間 19 分	39 時間 3 分

### ほとんどが週休 2 日制を採用

医療、福祉が採用している週休制の形態については、何らかの週休 2 日制を採用している企業割合が 92.7% となりました。なお完全週休 2 日制の割合は 67.9% で、調査計の 50.7% を上回っています。

週休制の形態別企業割合 (%)

	医療、福祉	調査計
週休 1 日制又は週休 1 日半制	0.7	6.8
何らかの週休 2 日制	92.7	85.2
完全週休 2 日制より休日日数が実質的に多い制度	6.6	8.0

### 年間休日は 100 日以上が 9 割

年間休日総数の割合と労働者 1 人平均年間休日総数は右上表のとおりです。

医療、福祉では、100~109 日とした企業割合が 42.7% と最も高くなりました。労働者 1 人

平均年間休日総数は 111.9 日で、調査計よりも 1.3 日少なくなっています。

年間休日総数階級別企業割合と労働者 1 人平均年間休日総数 (%、日)

	医療、福祉	調査計
69 日以下	-	1.8
70~79 日	0.0	3.9
80~89 日	0.3	6.6
90~99 日	7.8	9.6
100~109 日	42.7	32.9
110~119 日	26.2	16.7
120~129 日	22.2	27.3
130 日以上	0.9	1.2
労働者 1 人平均年間休日総数	111.9	113.2

### 有給休暇取得日数は平均で 8.6 日

労働者 1 人平均の有給休暇の付与日数や取得状況をまとめると、労働者 1 人平均取得日数は 8.6 日で、調査計とほぼ同じとなりました。取得率は 50.8% で調査計の 47.6% を上回りました。

労働者 1 人平均の年次有給休暇の取得状況

	医療、福祉	調査計
労働者 1 人平均付与日数 (日)	16.9	18.4
労働者 1 人平均取得日数 (日)	8.6	8.8
取得率 (%)	50.8	47.6

労働時間や休日は、賃金と並んで従業員が不満を抱きやすいため、自院の状況をこうしたデータと比較し、問題があるようであれば、改善していくとよいでしょう。

\*厚生労働省「平成 27 年就業条件総合調査結果の概況」

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業に属する常用労働者が 30 人以上の民営法人から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した法人を対象にした調査です。調査対象数は 6,302、有効回答数は 4,432、有効回答率は 70.3% となっています。詳細は、次の URL のページからご確認ください。http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/15/index.html

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A

### 『上司の指示に従わない職員への対応』



中堅職員が上司の指示に従わず、我流で業務を遂行することがあるため、現場が混乱しています。どのように指導を行っていけばよいのでしょうか？



作業方法を含め、仕事内容の決定権は使用者にあります。指示に従わないようであれば、程度によっては懲戒処分を行うことも検討しなければなりません。一方で、抽象的な指示によって混乱していたということも考えられることから、なぜそのような方法で業務を遂行するのかを確認すると同時に、具体的な目的やゴール水準等を伝えて指示内容の認識を合わせておくことが必要です。

#### 詳細解説：

部下が上司の指示に従わない、という経営者の悩みを耳にすることは少なくありません。特に、仕事をひと通り覚えている中堅職員の場合には、我流で業務を遂行することもあり、そのやり方によっては上司が手を焼くこともあります。



しかしながら、業務については作業手順や仕事の内容等の決定権は、使用者にあるものです。従って、使用者の方針に従わずに我流で業務を遂行しているのであれば、当然注意をして改善を促さなければなりません。その場合、我流を続け、かつ度重なる指導によっても改善がされないのであれば、譴責等の懲戒処分を行うことも考えていくべきでしょう。

その際、自分のやり方を押し通そうと反論してくるケースも想定されます。その場合、面談等によって本人の言い分を聞くこととなりますが、実は患者目線の発想で仕事に取り組んでいたということも考えられなくもありません。

そのため、指導を行う前のコミュニケーションは極めて重要であり、最初から指導に従わない職員を排斥する態度は取るべきではないでしょう。また、上司等からの指示が抽象的であったことで、よく分からない状態のまま、自分で模索して取り組んでいたということもあるかもしれませんので、感情が高まる前に、話し合いは行っておきたいものです。

こうした状況を招いた背景を紐解いてみると、そもそも、経営者と職員との間に認識のズレがあることがあります。なぜ、そうした業務が必要であるのか、そしてその業務を遂行する先にはどういったゴールが設定されているのかといったことが、十分に理解できていないことが少なくありません。患者目線の行動は必要である一方で、医療機関では経営という側面も考えていかなければなりません。このバランス感を持って、業務に取り組んでもらうことができるようになれば、こうした問題はなくなっていくものです。



# 事例で学ぶ 4 コマ劇場

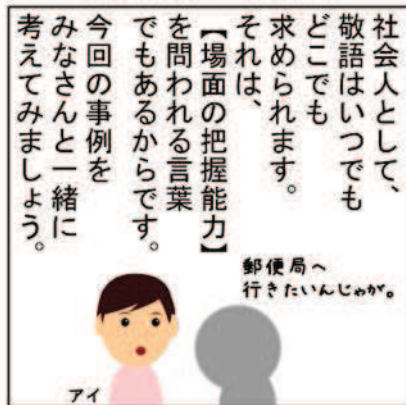
## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『言葉遣い(敬語)』



## ワンポイントアドバイス

### 言葉遣い(敬語)



敬語は一般に、尊敬語・謙譲語・丁寧語の3つに分類されます。そのうち相手を敬う意図を込めて、相手に対して使う言葉が尊敬語です。

尊敬語の基本パターンは、【れる・られる・なさる】、【お~になる・ご~になる】です。これらに当てはまらないものは、言葉そのものを変化させます。(例えば“召し上がる”など)

下記は、【お~になる・ご~になる】に加えて、語尾の変化(れる・られる・なさる)をしています。敬語を二重に使用しているため、ぎこちなく聞こえます。

- 保険証をお持ちになりましたか？
- お菓子をお食べになりますか？
- 道順は、お分かりになりましたか？
- タバコは、お吸いになりますか？

このような言葉を『二重敬語』といいます。アイさんも二重敬語を使って「お分かりになりましたか？」と聞いています。

【お~になる・ご~になる】を使った場合、正しくは下記のような表現になります。

- 保険証をお持ちになりましたか？
- お菓子をお食べになりますか？
- 道順は、お分かりになりましたか？
- タバコは、お吸いになりますか？

二重敬語は、意外に多く使っているのではないのでしょうか。

言葉遣いは、個人の評価や組織の評判に繋がります。使い慣れた言葉を直すことは、誰にとっても大変違和感のあることですが、少しずつ取り組むことで、きれいな会話に整えることができます。

まずは基本パターンからチャレンジしてみましょう。